

特定非営利活動法人 任 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ^任 といいます。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市天白区野並二丁目33番地に置きます。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がい児者が、社会や地域でその一員として、本当の幸せを追求して暮らすことができるよう、地域生活支援を『しごと・すまい・あそび』の3つのソフトとして捉えます。そして、その3つのソフトが、地域にすべて存在し（ちかくにある）、総合的に提案でき（すべてできる）、持続性を持てる（ずっとつながる）ことを目指して事業を行います。さらに、障がい児者のご家族や周囲の方の暮らしを支え、また、障がい児者および同じ町や地域で働いたり住んでいる人たちが、お互いの個性を知って尊重しあえる地域社会を創ることを目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障がい児者のしごと・すまい・あそびを支える事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業・地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、私的契約に基づく余暇支援事業、公的制度に基づかない自主事業）
 - ② 障がい児者の家族や周囲の人の暮らしを支える事業（レスパイト事業）
 - ③ 地域で働いたり住んでいる人に障がい児者のことを知ってもらう事業（啓発事業）
 - ④ その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛成して入会した個人や団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛成し、その活動を応援するために入会した個人や団体

(入会)

第7条 この法人の目的に賛成した人は、誰でもいつでも会員になることができます。

2 会員になるには、入会申込書に必要なことを記入して、法人の代表に申し込んで下さい。代表は、正当な理由がない限り、その人の入会を認めなければなりません。

3 代表は、前項のもの入会を認めないときは、できるだけ早く、その理由を紙に記入して、本人に伝えなければなりません。

(入会金及び会費)

第8条 会員は毎年、理事会において別に定める入会金及び会費を払わなければなりません。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次のどれかに当てはまるときは、会員でなくなります。

- (1) 退会届を代表宛に出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が無くなったとき。
- (3) 2年以上つづけて会費を払わなかったとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会申込書に必要なことを書いて代表に出せば、いつでも退会することができます。

(除名)

第11条 会員が次に当てはまるときは、総会で話し合い、投票でやめさせた方がいいという人の意見が半分を超えたときは、その会員をやめさせることができます。この場合は、その会員に対し、投票の前にその話を聞かなければなりません。

- (1) この定款を守らなかったとき。
- (2) この法人の評判を落とすようなことをしたり、法人の目的に合わない行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 一度法人に払った入会金や会費、寄付した品物などは、どんな理由があっても返ってきません。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員をおきます。

- (1) 理事 3人以上10人まで。
- (2) 監事 1人以上2人まで。

2 理事のうち、1人を代表、1人を副代表とします。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選びます。

2 代表及び副代表は、理事の中から選びます。

3 賛助会員は役員になれません。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又はその役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはなりません。

5 監事は、この法人の理事や職員になることはできません。

(職務)

第 15 条 代表は、この法人の代表者になって、活動をとります。

2 副代表は、代表を助けて、代表がその活動をできなくなったときは、代表の代わりに活動を行います。

3 理事は、理事会のメンバーになり、この定款に書いてあることや、理事会で決まったことに基づいて、この法人の活動を進めます。

4 監事は、次の仕事を行います。

(1) 理事の仕事が間違っていないか、この定款や法律に違反するようなことをしていないか調べて確認します。

(2) この法人の財産の状況を調べて確認します。

(3) (1)と(2)に書いてあることを調べた結果、もし間違いや、定款や法律に違反することで重大なことを見つけたときは、総会で会員に報告するか、所轄庁に報告します。

(4) (3)の報告をするため必要があるときは、総会を開きます。

(5) (1)と(2)に書いてあることで、理事に意見を言ったり、必要があるときは理事会を開くように求めます。

(任期等)

第 16 条 役員は選ばれてから2年間、その仕事をします。2年間たってから、また役員に選ばれてもかまいません。

2 途中から役員になった人は、前の人または今の役員が役員をすることになっていた日まで役員の仕事をします。

3 役員は前の1項と2項に書かれてあることに関係なく、次の役員が決まっていなかった場合は、役員をすることになっていた最後の日の後に開かれる最初の総会が終わるまで、役員の任期をのびします。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、それぞれの3分の1を超える人が理事または監事でなくなったときには、そのままにせず、すぐに新しい役員を選ばなくてはなりません。

(解任)

第 18 条 役員が次に当てはまる時は、その人について役員を辞めさせるかどうか総会で話し合い、決めます。その時は、決める前にその役員の話を見なければなりません。

(1) 病気のため、役員の仕事ができないとき。

(2) 法律やこの定款を守らないなどの悪いことをしたときや、役員の仕事をしなかったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その3分の1以下の範囲内で理事会の決定により報酬をもらうことができます。

2 役員は全員、この法人の活動にかかった実費をもらうことができます。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務・事業に必要な人を職員として雇うことができます。

2 職員は、代表が誰を雇うかどうか決めることができます。辞めさせることもできます。

3 職員には、給料を払うことができます。給料の額は理事会で決めます。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種類があります。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員全員が参加できる会で、この法人の話し合いで一番大切な会です。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決します。

- (1) 定款を変えること。
- (2) この法人を解散すること。
- (3) 他の法人と一緒にすること。
- (4) この法人で行う活動(事業計画)や、使うお金の予定(予算)について。
- (5) 去年行った活動と、お金の計算があっていることの報告(決算)について確認をすること。
- (6) 役員を選ぶことや、やめさせること。
- (7) その他、この法人の運営に関するとても大切なこと。

(開催)

第 24 条 通常総会は、1年に1回開催します。

2 臨時総会は、次のどれかに当てはまるときに開催します。

- (1) 理事会が開くことを求めたとき。
- (2) 正会員のうち5分の1以上の方が、紙に書いて臨時総会を開くように求めたとき。
- (3) 第 15 条第4項第4号のきまりにより、監事から総会を開くように求めたとき。

(招集)

第 25 条 総会は、監事が開くように求めたとき以外は、代表が案内をだします。

2 代表は、第 24 条第2項の(2)や(3)のきまりによる求めがあったときは、その日から30日以内に臨時総会を開かなければなりません。

3 総会を開く案内を出すときは、いつ・どこで、何を話し合い、何を決めるかということを書いて、遅くとも5日前までには会員に届くようにしなければなりません。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、代表か代表が選んだ人がします。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員全員のうち半分以上の人が出席しないと開くことができません。

(議決)

第 28 条 総会において話し合い、決めることは、第 25 条第 3 項のきまりによってあらかじめ案内をした内容にします。

2 総会で何かを決めるときは、出席した正会員の半分以上が賛成した方の意見に決めますが、賛成と反対が同じ数のときは、議長が決めたほうにします。

3 理事又は正会員が、総会で話し合いをし、決める内容を提案した場合で、正会員の全員が書面や電磁的記録で賛成することを意思表示したときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなします。

(表決権等)

第 29 条 総会で何かを決めるときは、正会員はみな平等にあつかわれます。

2 どうしても総会に出席できない正会員は、紙に賛成か反対かを書いて出すことができます(書面表決)。また、総会に出席するほかの正会員に自分の代わりに意見を言ってもらうことを、紙に書いて出すことができます(委任表決)。

3 前の 2 項で紙に書いて出した正会員は、出席したことと同じになります。

4 総会で何かを決めるとき、正会員のうち、そのことがらについて特別に自分が得になるような人は、その投票に参加できません。

(議事録)

第 30 条 総会を開いたときは、次のことを書いた議事録を作らなければなりません。

(1) 総会をいつ・どこで開いたか。

(2) 正会員全員の数と出席者した人の数(書面表決をした人、委任表決をした人がいる場合は、その数を書くこと。)

(3) 話し合ったことがら。

(4) 話し合いの内容と投票の結果。

(5) 議事録の内容に間違いがないかどうか確認する人(議事録署名人)を選んだ方法と結果。

2 その総会に出席した正会員の中から議事録署名人を 2 人以上えらんで、その 2 人が議事録に書いてあることが間違っていないかどうか確認し、間違っていないことがわかったら自分で名前を書いて印鑑をおします。

3 前の 2 項のきまりに関わらず、正会員全員が書面や電磁的記録により賛成する意思表示をしたことで、総会の決議があったとみなされた場合は、次のことを書いた議事録を作らなければなりません。

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録をつくった人の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事が集まって話し合いをします。

(権能)

第32条 理事会では次に書いてあることを決めます。

- (1) 総会で決められた活動のしかた。
- (2) 総会で話し合う内容をきめること。
- (3) 活動の計画や、法人で使うお金の予定を変えること。
- (4) お金を借りることや、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするとき。(法人の事業年度内の収益で返すことができる短い期間の借金をのぞきます。50条も同じです。)
- (5) 入会金や会費をいくらにするか。
- (6) 法人の役員への報酬をいくらにするか。
- (7) その他、総会で決める必要がないこと。

(開催)

第33条 理事会は、次に書いてあるときに開きます。

- (1) 代表が必要と認めたととき。
- (2) 理事のうち5分の1以上から紙に書いて、理事会を開きたいと求められたとき。
- (3) 第15条第4項の(5)のきまりにより、監事が理事会を開くように求めたとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表が案内を出し、理事を集めて開きます。

- 2 代表は、第33条の(2)や(3)のきまりによる求めがあったときは、その日から30日以内に理事会の案内を出して、理事会を開かなければなりません。
- 3 理事会を開くための案内は、いつ、どこで、何を話し合うか、何を決めたいかということを書いて、遅くても、5日前には理事に届くようにしなければなりません。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表か、代表が決めた人がします。

(議決)

第36条 理事会で話し合い、決める内容は、第34条第3項のきまりによってあらかじめ案内した内容にします。

- 2 理事会で何かを決めるときは、理事全員の半分以上が賛成した方の意見に決めますが、賛成と反対が同じ数のときは、議長が決めたほうにします。

(表決権等)

第37条 理事会で何かを決めるときは、理事は誰もが平等にあつかわれます。

- 2 どうしても理事会に出席できない理事は、理事会が開かれる前に、賛成か反対かを紙に書いて出すことができます(書面表決)。
- 3 書面表決をした人は、理事会に出席したことと同じになります。
- 4 理事会で何か決めるときは、そのことについて特別に損や得があるような理事は、その決定に参加できません。

(議事録)

第38条 理事会を開いたときは、次のことを書いた議事録を作らなければなりません。

- (1) いつ・どこで開いたか。
 - (2) 理事の全員の数とそのうち出席した人数と名前、また、書面表決をした人がいる場合はそれぞれの人数。
 - (3) 話しあうことから
 - (4) 話しあいの内容と決まったことから
 - (5) 議事録の内容が間違っていないか確認する人を選んだ方法と結果について
- 2 その理事会に出席した理事の中から議事録署名人を2人以上えらんで、その2人が議事録に書いてあることが間違っていないかどうか確認し、間違っていないことがわかったら自分で名前を書いて印鑑をおします。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の持っているお金や品物(資産といいます)は、次のとおりです。

- (1) 法人をはじめるときの財産目録に書いてある資産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) 寄付されたお金や品物
- (4) 法人の事業によって得た収益
- (5) 財産を持っていることで生まれた利子などの収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとします。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表が管理します。どのように管理するかは、総会で決めて、代表が別に定めます。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に書いてあるきまりにしたがって行います。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとします。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人が行う活動の予定(事業計画)や、そのために使うお金の予定(予算)は、代表が作って、総会で決めます。

(暫定予算)

第45条 前条に書いたきまりにかかわらずに、どうしても予算が決まらないときは、代表は、理事会の決定によって、予算成立の日まで前の事業年度の予算にそって収益費用を講じることができます。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなします。

(予備費の設定及び使用)

第46条 この法人の予算の中に、足りなくなったら使うためのお金を用意しておくことができます。

2 もし、お金が足りなくなると予備費を使うときは、理事会で話し合っ決めてなくてはなりません。

(予算の追加及び更正)

第47条 年度の途中で、どうしても予算を変えなければならないときは、増やしたり内容を変えたりできます。そのときは、理事会で話し合っ予算を変えることを決めなければなりません。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人活動の結果は、一年ごとに、できるだけ早く代表が次のような報告書を作り、監事に見てもらわなければなりません。さらに、総会で間違いがないことを認めてもらわなければなりません。

- (1) 事業報告書 　　どういう活動をしたかの報告
- (2) 活動計算書 　　どういう収益があり、どういう費用があったかの報告
- (3) 貸借対照表 　　法人の資産と負債(資産)の様子をまとめたもの
- (4) 財産目録 　　法人の持っているお金や品物を一覧にしたもの
- (5) その他 　　理事会が必要と認めた書類

2 決算をして、あまったお金が出れば次の事業年度に繰り越します。

(事業年度)

第49条 この法人が活動する一年ごとの区切りは、毎年7月1日に始まり、次の年の6月30日に終わります。

(臨機の措置)

第50条 予算で決めるもののほかには、借入金の借入れや、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で話し合っ決めてなければなりません。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変えたいときは、総会に出席した正会員のなかで3分の2以上の人が賛成しないと変えられません。また法第25条第3項に決められていることがらを変えたいときは所轄庁の認証を受けなければなりません。

(解散)

第52条 この法人は、次に当てはまるときは解散します。

- (1) 総会で決まったとき
- (2) 目的とする特定非営利活動についての事業ができる見通しがなくなったとき
- (3) 正会員が減って、いなくなったとき
- (4) 他の特定非営利活動法人と一緒にやっていくことになったとき(合併)
- (5) 借金が増えたりしてお金のやりくりがつかなくなり、破産手続きの開始の決定がされたとき
- (6) 所轄庁から設立の認証が取消されたとき

2 総会の決定によりこの法人が解散するときは、正会員全員の4分の3以上の人が、法人が解散することに賛成しなければなりません。

3 目的とする特定非営利活動についての事業ができる見通しがなくなったという理由で、法人が解散するときは、所轄庁の認定をしてもらわなければなりません。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併や破産手続開始の決定による解散をのぞきます。)したときに、この法人で使うつもりだったお金や品物があるときは、法第11条第3項に決められていることに従い、総会で決めた相手にゆずるものとします。

(合併)

第54条 この法人が他の特定非営利活動法人と一緒にやっていくことになったとき(合併)は、総会において全ての正会員のうち4分の3以上の人が合併することに賛成することが必要です。さらに、所轄庁の認証を受けなければなりません。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に張り出し、官報に掲載して行います。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の細則は、理事会で何を定めるか決めたあとで、代表が定めます。

附 則

- 1 この定款は、この法人が正式に出来た日から使います。
- 2 この法人ができたときの最初の役員は、次に書いた人たちです。

代表	根 敬雄
副代表	佐藤 真
理事	大河内 芙美
監事	武吉 尚

- 3 この法人ができたときの役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、法人ができた日から

平成21年6月30日までとします。

- 4 この法人ができたときの事業計画や活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会で決めた
とおりとします。
- 5 この法人ができた最初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、できた日から平成20年6月
30日までとします。
- 6 この法人ができた最初の年会費は、第8条に書いたことには関係なく、次に書いた額とします。入
会金はありません。
 - (1) 正会員 年会費 1口 個人 3000円、団体 10000円
 - (2) 賛助会員 年会費 1口 個人 1000円、団体 5000円
- 7 この定款は、定款の変更の承認を受けたときから使います。